

文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱

	平成26年3月5日	25文都指第10065号
改正	令和3年3月29日	2020文都住第1151号
改正	令和3年6月17日	2021文都住第232号

(目的)

第1条 この要綱は、区内における葬祭場等の設置の計画（以下「設置計画」という。）及び管理運営に関し、必要な事項を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設をいう。
- (2) 葬祭場 葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (3) 遺体保管所 業として遺体を保管する（運送契約に基づき一時保管する場合を含む。）施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る。）をいう。
- (4) エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る。）をいう。
- (5) 葬祭場等の設置 新築、改築、増築、用途変更又は建築物の使用方法の変更により葬祭場等を設置することをいう。
- (6) 事業主 葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいう。
- (7) 近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者並びに当該葬祭場等が設置される町会又は自治会及び当該町会又は自治会に隣接する町会又は自治会等をいう。
- (8) 既存寺院等 平成26年4月1日以前から設置されている宗教施設、寺社等をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営に当たり、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から設置計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容、第8条に規定する環境整備事項及び第9条に規定する管理運営事項について、事前協議書(別記様式第1号)に別に定める書類を添付の上、区長に提出し、協議するものとする。

2 区長及び事業主は、前項の規定による協議が合意に達した場合は、合意した事項について協力書(別記様式第2号)を取り交わすものとする。

3 前項の協力書には、別に定める書類を添付するものとする。

(標識の設置等)

第6条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該葬祭場等の敷地内の見やすい場所に、標識(別記様式第3号)を設置し、標識設置届(別記様式第4号)を区長に提出するものとする。

2 前項の標識は、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例施行規則(昭和53年12月文京区規則第45号。以下「紛争予防条例施行規則」という。)第5条第1項に規定する確認申請等予定日の少なくとも60日前(確認申請等が必要でない場合(確認申請等が完了している場合を含む。))にあっては、着工しようとする日の少なくとも60日前)から第10条に規定する設置完了報告書を提出する日までの期間中、設置するものとする。

(住民説明会等)

第7条 事業主は、葬祭場等を設置する場合は、標識を設置した日から10日以内に近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会の開催、個別訪問その他の方法(以下「住民説明会等」という。)により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物及び自動車駐車場並びに当該葬祭場等の付近の建築物の位置の概要
- (2) 葬祭場等の規模、構造及び用途
- (3) 葬祭場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策
- (4) 葬祭場等の設置に係る工期、工法及び作業方法
- (5) 葬祭場等の工事による危害防止策
- (6) 葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

2 既存寺院等が同一敷地(既存寺院等を設けている土地及び当該土地に隣接する土地並びに道路(私道を含み、二車線を超える道路を除く。))を隔てて

隣接し、かつ、既存寺院等が平成26年4月1日以前から所有していた土地をいう。以下同じ。)内に葬祭場を設置する場合並びに葬祭場を設置しようとする土地(以下「設置予定地」という。)及びその周囲の土地利用状況等に照らし、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保に支障がないと区長が認めた場合で、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例(昭和53年12月文京区条例第36号)第7条第1項に規定する説明会等(以下「説明会等」という。)を行う際に、前項第6号に規定する事項について説明を行ったときは、当該説明会等をもって前項に規定する住民説明会等に代えることができる。ただし、近隣関係住民等から住民説明会等を行うよう申出があったときは、住民説明会等により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 事業主は、葬祭場等の敷地境界から100メートル以内にある土地又は建築物に関して権利を有する者(近隣関係住民等を除く。以下「権利者」という。)からの申出があったときは、住民説明会等により周知するとともに、当該権利者の理解を得るよう努めるものとする。

4 事業主は、前3項の規定により住民説明会等又は説明会等を行ったときは、その内容について区長に報告書(別記様式第5号)を提出するものとする。

(環境整備事項)

第8条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合させるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートル以下の場合については、有効幅員4メートル以上の道路に接すること。

(2) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離(以下「壁面後退」という。)は2メートル以上とし、原則として隣地境界線沿いから1メートルの範囲に周囲から葬祭場等を視認されないように樹木を植栽すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートルを超える葬祭場を、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に設置する場合は、壁面後退は4メートル以上とし、原則として隣地境界線沿いから1メートルの範囲に周囲から葬祭場を視認されないように樹木を植栽すること。

(3) 前項の規定により緑化した部分を除く接道部及び敷地内の緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則(昭和50年4月文京区規則第43号)別表第2に規定する緑化基準を満たすこと。

- (4) 葬祭場等の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を、2台以上当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートルを超える葬祭場を設置する場合は、葬祭場の用に供する部分の延べ面積100平方メートル当たり1台以上を当該建築物の敷地内に確保すること。
- (5) 床面積が200平方メートル未満の葬祭場を設置する場合には、文京区福祉環境整備要綱（59文福福発第604号）の規定に準じて施設整備を行うよう努めること。
- 2 前項第1号の規定は、既存寺院等が同一敷地内に葬祭場を設置する場合には、適用しないことができる。
- 3 第1項第2号の規定は、既存寺院等が同一敷地内に葬祭場を設置する場合には、別に定める空地を確保したときは、適用しないことができる。
- 4 第1項第4号の規定にかかわらず、既存寺院等が同一敷地内に葬祭場を設置する場合には、同一敷地内に既に設置している駐車場をもって、駐車場の確保に代えることができる。
- 5 第1項第1号、第2号及び第4号の規定は、設置予定地及びその周囲の土地利用状況等に照らし、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保に支障がないと区長が認めた場合には、適用しないことができる。
- 6 事業主は、病院、診療所及び高齢者入所施設の敷地の周囲100メートル以内に葬祭場等を設置する場合は、当該施設を運営する事業者の理解を得るよう努めるものとする。

（管理運営事項）

- 第9条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するとともに、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。
- (1) 花環の設置は、葬祭場の敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。
 - (2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
 - (3) 当該葬祭場等内で遺体又は棺の運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等遺体又は棺が当該葬祭場等の外部から視認されない措置を講ずること。
 - (4) 葬祭場等内外の音、臭い等については、できる限り周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
 - (5) 廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。
 - (6) 葬祭場等の敷地周辺の道路状況等により交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
 - (7) 葬祭場等の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他の方法により、

営業の妨げになる行為等のないよう努めること。

(8) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(9) 葬祭場等の管理運営に当たって、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）及び文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）を遵守すること。

（葬祭場等の設置完了の届出）

第10条 事業主は、当該葬祭場等の設置が完了したときは、速やかに設置完了報告書（別記様式第6号）を区長に提出するものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第11条 事業主は、設置計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更届（別記様式第7号）を区長に提出するものとする。

2 事業主は、設置計画のある敷地若しくは建物又は設置する葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この要綱に基づき締結した協定の内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

（設置計画の取りやめ）

第12条 事業主は、設置計画を取りやめたときは、速やかに設置計画取りやめ届（別記様式第8号）を区長に提出するものとする。

（実効性の確保）

第13条 この要綱に基づく協議に応じない事業主又は協議事項を遵守しない事業主に対して、区長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、紛争予防条例施行規則第5条第1項各号に規定する手続が行われた設置計画については、この要綱の規定は適用しない。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月17日から施行する。